

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。

2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の拡充等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の適切な措置を講じるとともに、地方公共団体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。

3. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。

4. インターネットにおける人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

また、民間事業者が行うマンション開発の候補地調査等については、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。

5. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図るとともに、保護司に対し必要な支援措置を講じること。

6. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。